

## 【入林に際しての遵守事項】

入林される際は、下記の事項について入林者全員へ周知し確実に遵守されるよう対応をお願いします。

### 記

#### 一般的な事項について

- 入林は、自己責任が原則です。天候や現地の情報を確認し、十分な装備で入林してください。
- 悪天候時には滑落、落石、倒木、崩壊等の危険性が高まるため、入林を控えてください。
- 当森林管理署等職員が入林届の提示を求めることがありますので、入林の際には入林届を携行するとともに、森林管理署等職員の指示に従ってください。車両を使用して入林する場合には、入林届をダッシュボード等の見える位置に置いてください。
- 立木の伐採（立木販売○生産事業等）や、建設機械を用いた土木工事（治山事業○林道事業）などによる立入制限の標示がある区域には、立ち入らないでください。
- 国有林内での火気の取り扱いには十分注意してください。たき火、タバコの投げ捨ては行わないでください。
- ごみは必ず持ち帰ってください。不法投棄には厳しい罰則が設けられています。
- 林道のゲートや鍵は絶対に壊さないでください。（※器物損壊罪が適用される場合があります。）
- 動植物の保護にご協力ください。

#### その他

- 立木の伐採及び損傷、土地の形質変更、産物の採取等を無断で行った場合には法により罰せられることがあります。
- 万が一、事故や災害に遭った場合には一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

#### 特記事項

※入林届の6「注意点の確認」の各項を必ずご確認ください。特に、観光客等の第三者がいないことを十分確認してから実施することとし、迷惑となる行為は絶対にしないで下さい。また、国有林以外の土地や、国有林内の各種施設等の上空の飛行を承知する者ではありません。

※戦場ヶ原と小田代原は、国有林の保護林及び国立公園の特別保護地区に指定されており、湿性植物等保護の観点から、木道等の遊歩道以外への立ち入りは出来ません。ドローンが特別保護地区内に落下した場合は回収出来ませんので、ご承知願います。その場合は、環境省日光国立公園管理事務所及び日光森林管理署へ速やかにご連絡下さい。

※奥日光地域において、クマの目撃情報が多く寄せられています。入林する場合は、赤沼自然情報センターや日光湯元ビジターセンターにて、クマの目撃情報を確認の上、クマとの事故を防ぐため鈴等を携行するなどの対策を万全にして下さい。

## 車両により入林される方へ

林道は道幅が狭い上、見通しも悪く、落石や土砂崩れなど危険の恐れがありますので、次の事項を遵守し、通行願います。

- 林道は一般公道のような構造ではありませんので、スピードを落として安全運転をお願いします。
- カーブは徐行し、クラクションを鳴らす等出会いがしらの衝突に注意するとともに、昼間でもヘッドライトを点灯する等対向車に注意しながらの運転に努めてください。
- 林道上は駐車禁止です。駐車する必要がある場合は、他の車両通行を妨げないよう待避所・車回し場所等に駐車してください。
- 通行禁止となっている林道には、絶対に車両を乗り入れないでください。
- 林道の安全が確保できない場合や、当署等の事業実行に支障がある場合はゲートを閉鎖・施錠しています。

## 複数人での入林を計画されている方へ

- 参加者の安全には十分配慮し、事故等が発生しないよう気をつけてください。
- 参加者に万一事故が発生した際のことを考慮し、緊急時の体制を整えてください。調査研究活動等を目的として入林される方へ
- 調査研究用試料等の採取を行う場合には、必要最小限度に留めてください。なお、高山植物等の採取を行う場合には、別途申請書を提出してください。
- 調査中は、調査をしていることが第三者にわかるよう標識、腕章等により標示してください。特に、一般の方の立ち入りを禁止している場所で作業する際にも、標識や腕章等を用いて、承諾を受けていることがわかるようにし、第三者が入り込まないような対応をお願いします。
- 使用した機材、標識等は、調査研究活動が終わり次第撤去してください。

## 調査研究活動等を目的として入林される方へ

- 調査研究用試料等の採取を行う場合には、必要最小限度に留めてください。なお、高山植物等の採取を行う場合には、別途申請書を提出してください。
- 調査中は、調査をしていることが第三者にわかるよう標識、腕章等により標示してください。特に、一般の方の立ち入りを禁止している場所で作業する際にも、標識や腕章等を用いて、承諾を受けていることがわかるようにし、第三者が入り込まないような対応をお願いします。
- 使用した機材、標識等は、調査研究活動が終わり次第撤去してください。